

2015年1月26日

お取引先さま各位

株式会社渡部製鋼所
営業部 粉砕機グループ

三相誘導電動機トッランナー制度と弊社の対応について

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、首題の件についてご報告申し上げます。宜しくご高察のうえご査収下さいますよう、お願い申し上げます。

記

1. 概要

2013年10月に省エネ法第78条に規定されるエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要のある機器として、新たに三相誘導電動機(産業用モータ)がトッランナー制度の対象に追加され、2015年4月1日からモータ製造メーカーは一定の省エネ基準を満たしたプレミアム効率(IE3)モータを出荷する事が義務付けられました。これに伴い現在ご使用頂いている下記に該当するモータはこの基準を満たしていない為、今後入手できなくなります。

2. 対象の機械

粉砕機、破砕機、破砕・粉砕機に搭載されている定格出力0.75kW以上のギヤードモータ。

3. 今後の対応

プレミアム効率(IE3)モータの取り付けを行いますが、機械仕様によっては関連部品の変更や改造工事が必要になります。
又、機種によっては取り付けできない場合がございますので、ご了承ください。

今後も品質並びにサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上